

令和6年度愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会 議事録

日時

令和6年8月2日(金) 10:00~12:00

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本部長、井上部会長代理、宮谷委員

労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹箇平委員

使用者代表委員

小野委員、小池委員、八塚委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 部会長及び部会長代理の選出について
- 3 会議の公開について
- 4 資料説明について
- 5 金額審議
- 6 その他
- 7 閉 会

議事

賃金室長

ただ今から、愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会を開催いたします。

各委員の皆様には、お暑い中、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本日は第1回目の専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選任されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定め

る定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の専門部会は公開としております。傍聴される方は注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、議事項番2の「部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長は、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」こととなっておりますが、これまでの慣例として、公益委員の皆様に一任させていただいてきましたが、よろしいでしょうか。

(一同同意)

賃金室長

了解を得ましたので、それでは、公益委員の皆様で、部会長及び部会長代理の選任について御協議いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(公益委員で協議)

森本委員

それでは公益委員で協議しましたので、御報告します。

公益委員で協議した結果、部会長は、私、森本、部会長代理は、井上委員ということになりました。

賃金室長

それでは、本年度の愛媛県最低賃金専門部会の部会長は森本委員、部会長代理は井上委員と決定しましたので、以後の議事進行を、森本部会長をお願いいたします。

森本部会長

それでは、部会長を務めさせていただきます、森本です。

皆様には、それぞれのお立場から、昨年度に引き続き難しい御判断をいただくこともあろうかと思いますが、また、審議日程も限られておりますので、本審に引き続き円滑な審議への御協力をお願いいたします。

それでは議事を進めます。

議事項番3「会議の公開について」に入ります。

専門部会の審議のうち、具体的な金額審議については、事業所の経営状況や労働者の待遇に関するデータなど、具体的な情報を提示しながらの審議となります。

これらの企業経営上の重要な情報は、公開することが難しく、公開となりますと審議

に支障が生じるという御意見を労使双方の委員からいただき、これまで非公開としてきました。

その一方で、中央最低賃金審議会における「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点で、公労使三者が集まって審議を行う部分については、公開することが適当となっております。

当専門部会におきましても、公労使三者が揃う審議については基本的には公開することとした上で、公労、公使の間での具体的な金額審議の部分のほか、三者が揃う場面でも、採決時など、会長、部会長が必要と判断した場合は、専門部会運営規程第6条の但し書きに基づき、非公開としたいと思いますが、如何でしょうか。

(一同異議なし)

森本部部长

ありがとうございます。それでは、専門部会につきまして、公労使三者構成となる審議については、原則、公開とし、具体的な金額審議などについては非公開といたします。

本日の専門部会においても、公労、公使協議で行う具体的な金額審議に入る時点で、非公開とし、傍聴者の方には退席をお願いすることとなりますので、予め御承知おき願います。

続きまして、議事項番4「資料説明」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○労働基準部長

私からは、資料 2「主要統計資料」について説明させていただきます。

途中でページ数を申し上げますけれども、資料の右下にある数値をページ数として紹介しますので、真ん中の数字ではなく、右下の数字を見ていただけたらと思います。

資料7ページから「全国統計資料編」が始まっております。

その中で10ページを御覧下さい。「有効求人倍率、完全失業率の推移」のAからCランクということで、先日も紹介させていただいたものでございます。県別の数値は後ほどの42ページ、43ページにございますので、後ほど説明させていただきます。

それから12ページから18ページは、「賃金、労働時間の推移」ということで、これは毎勤調査や賃金構造基本統計調査の数値となっております。

次に19ページを御覧下さい。「春季賃上げ妥結状況」となっております。左側が連合の集計結果で、右側に経団連と日商の集計結果がございます。その中で左側の下段の方に、連合の有期労働契約者の賃上げ状況を御覧いただければと思いますけれども、時給について加重平均で引上げ率5.74%、昨年度が5.01%ということになっております。

経団連のほうでは、大手企業が5.58%、中小企業で3.92%ということで、目安答申で

も紹介されておりましたとおり、33年ぶりの高水準という数値になっております。

続きまして22ページの「消費者物価指数の対前年上昇率の推移」でございます。県別の数値は後ほど紹介いたします。

続きまして24ページの「地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移」でございます。こちらは最低賃金基礎調査による過去10年分の未満率、影響率の推移で、令和5年の全国加重平均1,004円に対し、20%を超える影響率となっております。

25ページは「賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率」でございます。こちらのほうで見ますと、令和5年の影響率は8.1%となっております。最賃基礎調査が30人未満の事業場を対象としているのに対しまして、賃構のほうは対象の事業場規模の上限がなく、大きな規模の事業所も含まれているということで、こういった数値の違いとなっております。

説明を省略いたしますが、26ページから28ページは「地域別最低賃金と賃金水準との関係」、29ページから36ページは「企業の業況判断及び収益」のデータとなっております。また、37ページから39ページは「労働生産性の推移」のデータとなっております。

続きまして40ページ以降が「都道府県統計資料編」ということで、こちらに県別の数値をABCランクの順番に並べた各種の集計データが掲載されております。

まず、41ページは「1人当たり県民所得」や「標準生計費」などについての県別のデータとなっております。愛媛県については、いずれも全国の中で下位に位置づけられているということでございます。

続いて42ページ、43ページは「有効求人倍率の推移」と「失業率の推移」の県別データでございます。また別途、机上の配布で最新の愛媛労働局の管内雇用失業情勢プレスリリース資料を配布させておりますので、そちらも御参照いただければと思います。

続きまして44ページから47ページは、「賃金・労働時間の実情と推移」となっております。44ページが毎勤のデータで定期給与の推移でございます。45ページ、46ページはハローワークで受理した求人票に記載されたパートタイム労働者の求人募集賃金のデータでございます。こちらについても机上配布で求人募集賃金、求職者希望賃金まで含めまして愛媛労働局のデータを配布させていただいております。最新の数値である令和6年6月から遡って過去5年間の同月比の状況、年ごとの状況となっております。特に今年6月については、求人の上限額、下限額、求職者の希望賃金ともに前年に比べて高い数値、高い率となっております。

続きまして48ページは「消費者物価指数等の推移」の県別バージョンでございます。こちらは注意書きにありますとおり、数値は、県庁所在地のデータとなっております。なお、答申で引用されたABCランク別の数値は、A、B、C各県の数値を単純平均したものでございます。

それから51ページから52ページは「消費支出額、就業者数」のデータとなっております。

ます。

続きまして 56 ページ以降が「業務統計資料編」となっております。57 ページから 59 ページが各都道府県の地域別最低賃金の決定状況で、57 ページが令和 5 年度の審議・決定状況、58 ページが目安に対する改定額の推移でございます。また、59 ページは効力発生日の推移のデータでございます。

次に 60 ページの「ランク別の加重平均額と引上げ率の推移」を御覧いただければと思います。平成 27 年度以降、当時は A から D の 4 ランク制でしたので、A と一番下の D ランクの金額の差は大体 180 円台前半、180 円から 184 円のところで推移しております。

3 ランク制となりました令和 5 年については、A から C の間で、179 円の差となっております。

これを引上げ率で見えていきますと、各欄下段の括弧書きになりますけれども、平成 29 年度以降は、D ランク、C ランク、B ランク、A ランクの順に高くなっているところがございます。

続きまして 61 ページの「最高額と最低額及び格差の推移」でございます。これは平成 14 年度以降の数値でございます。最新のデータは令和 5 年度の東京 1,113 円と岩手の 893 円というものでございます。格差の額自体は縮まっている訳ではないのですが、率で言いますと令和 5 年で 80.2% となっております。

今年度の目安は A, B, C とともに 50 円でしたが、仮に、そのとおりに引き上げたとすると、東京は令和 6 年度は 1,163 円で、岩手が 943 円ということで、率で言うと令和 6 年度は 81.1% となるということでございます。

これが答申で用いられました地域間格差の比率の面での縮小ということでございます。

一方で、答申は地域間の金額の差のほうも、引き続き注視することが必要とされております。

続きまして、65 ページを御覧下さい。ここからは「令和 6 年賃金改定状況調査結果」でございます。この中の〈調査の概要〉3 調査事業所のところにありますように、常用労働者数 30 人未満の企業らの抽出調査となっております。

70 ページから答申にも用いております第 4 表でございます。70 ページから 72 ページまで続いておまして、70 ページの第 4 表 の男女計の賃金上昇率 2.3% というのが昨年度の 2.1% を上回るということで、引用されている部分であります。

これをランク別に見ますと、B ランクで 2.4%、C ランクで 2.7% となっております。

少し飛ばしまして、77 ページから 80 ページまでが「生活保護と最低賃金」となっております。

次に 81 ページを御覧下さい。ランク別の最低賃金額未満率及び影響率の推移がございます。

先ほど申し上げましたように、最賃基礎調査は 30 人未満、製造業は 100 人未満を調

査対象としております。そういったことで、賃金構造基本統計調査のものよりも高い数値になっております。

令和5年度の影響率をランク別で見ると、Aランク 23.4%、Bランク 20.5%、Cランク 20.1%の順にAランクのほうが高くなっています。

県別の影響率、未満率については82ページで、半分より少し右のところに愛媛がございます。最賃基礎調査のほうは82ページになりますけれども、そちらの影響率は17.3%、それから83ページが賃金構造基本統計調査の特別集計のデータで、愛媛の数字は7.6%になっております。

85ページからの「賃金分布に関する資料」、都道府県別のものとなっております。「一般労働者・短時間労働者計」、「一般労働者」、「短時間労働者」の順番で、3種類のデータになっておりまして、まず、「一般労働者・短時間労働者計」の愛媛のグラフは94ページの左下でございます。これは令和5年の賃金構造基本統計調査のデータですので、比較対象となるのは令和4年度の最低賃金 853 円でございます、そのところに人数が集中しています。

「一般労働者」のみのデータは、107ページの左下でございます。同様の数値となっておりますが、比較的労働者数が右の方に寄っています。

「短時間労働者」のみのデータは、120ページの左下でございます。こちらは853円の最低賃金のところに、人数の分布がより集中しています。

説明は省略しますが、125ページから147ページまでが、最新の経済指標の動向で、日本や世界の経済指標があります。

以上、私のほうから説明をさせていただきました。

賃金室長

それでは175ページ以降の説明をさせていただきます。

まず175ページですが、愛媛の工業統計をお示ししております。これは令和4年6月1日現在で実施した「経済構造実態調査」の愛媛県分を要約したものであります。

「工業統計調査」は2020年をもって中止となり、2022年以降は、「経済構造実態調査」に包摂され、国直轄の調査となっております。

また令和3年以前の「工業統計調査」等の調査結果は、従業者4名以上が対象でしたが、令和4年の「経済構造実態調査」の調査結果は従業員1名以上が対象なので、比較ができないことから、令和4年の「経済構造実態調査」結果のみの記載としております。

次に179ページの「愛媛の経済指標」を御覧下さい。生産・公共工事・住宅着工の分野では、鉱工業生産指数、公共工事請負金額、新設住宅着工戸数及び建築着工床面積、全てにおいて、前年比ではマイナスとなっております。

次に「消費・観光・物価」の分野ですけれども、乗用車新規登録台数、百貨店・スーパー販売額、コンビニエンスストア商品販売額等及び道後温泉旅館宿泊客数は前年比よ

り増加しています。また「消費者物価指数」についても、前年より増加しており、2020年を基準指数100とすれば、令和4年、令和5年とも増加している状況になっております。

次に雇用・企業倒産の分野ですけれども、有効求人倍率、新規求人数、新規求職者数は前年よりも減少しており、企業倒産件数と同負債額は増加している状況になっております。

次の180ページ、金融・貿易の分野では、銀行預金残高、銀行貸出金残高は前年より増加しておりますけれども、貿易輸出額、貿易輸入額は前年より減少しております。

次に別冊の資料の説明をいたします。

この資料集は、表紙の裏の目次を御確認いただきたいのですが、「愛媛県最低賃金の推移について」、「全国の最低賃金額について」、「愛媛の賃金実勢について」、「労働者の生計費について」、「類似の労働者の賃金について」、「生活保護と最低賃金について」、「求人倍率について」の資料をつけさせていただいております。

1ページの資料 1、5ページの資料 3、9ページの資料 5は、第1回本審でお配りしたものであります。資料 5は前回説明しましたけれども、全国の地域別最低賃金額をランク別に色を統一したもので、愛媛は緑色で表しております。

11ページから15ページは、令和3年の賃金構造基本統計調査結果をまとめたものです。

11ページの資料 6は、男女別の月額賃金の推移、13ページの資料 7と15ページの資料 8は、年齢別、規模別の月額賃金を男女別にグラフにしたものです。

17ページの資料 9のうち、17ページは松山市の標準生計費、18ページは、2020年（令和2年）を100とした消費者物価指数について、2019年からの数値を記載しております。2024年5月時点で総合物価指数は、7.8%上昇していることが分かります。

19ページの資料 10は、愛媛県の短時間労働者の産業別の1時間単価グラフですが、数値に誤りがありましたので、机置きとして差し替えをしております。間違えている部分の数値は、下の方の全体に占める最低賃金の割合のところです。

内容については、愛媛県の短時間労働者の産業別の1時間単価のグラフということで、グラフを見ていただくと、差額がわかるようになっております。その割合の部分が間違っていたというものです。

21ページの資料 11は、愛媛県の初任給の状況を示しております。

令和2年以降は、通勤手当等の手当を含んだ額となっているため、令和2年は額が上がっております。しかし、大卒の男女とも、令和3年、4年とも初任給は下がっているという状況になっております。

23ページの資料 12は、毎年お配りしております生活保護制度についての説明です。

25ページの資料 13は、令和4年の愛媛県最低賃金853円と、生活保護との比較を計算したものです。

25 ページの下欄に注意書きしておりますが、生活保護のデータは、令和 4 年度の 18～19 歳の単身者に適用されるものを使用しておりますが、そのうち、住宅扶助費は令和 4 年被保護者調査年次調査の実績値を用いております。

次の 26 ページ級地別人口は、令和 2 年の国勢調査結果により集計しております。

これらをもとに生活保護を計算したところ、約 96,119 円となり、令和 4 年最低賃金額 853 円で計算した月額 119,639 円とを比較すると、約 23,520 円、最低賃金額の方が高くなり、1 時間当たりで換算した、生活保護と比較した必要最低賃金額はマイナス 168 円となることで、「愛媛県最低賃金額が生活保護を上回る」という結果となりました。

この結果については、先ほどの本省が示した資料 80 ページの愛媛県のところを見ていただくと、マイナス 168 ということで、同じ数値になっておりますので、生活保護水準に問題はないことが示されております。

資料戻りまして、27 ページの資料 14 は、愛媛労働局発表の有効求人倍率を、地域別にまとめたものです。平成 22 年から増加していましたが、令和 2 年はコロナの影響もあって急激に下降し、令和 3 年はさらに減少しましたがけれども、令和 4 年は、東中南予とも増加に転じたものの、令和 5 年は若干減少しております。東予、南予は令和 2 年からほぼ同じような数値で推移しております。中予は、東予、南予より 1.7 ポイント低い値で同様に推移しています。

続きまして、別冊資料の「令和 6 年最低賃金に関する基礎調査の概要」の説明をいたします。

1 ページの調査の概要の「1 趣旨」に記載されている通り、最低賃金基礎調査は、愛媛県最低賃金の改定決定に資するため、愛媛労働局において、県内の民間企業の賃金実態を毎年調査しているものです。

調査対象事業所は、令和 3 年経済センサスのデータを基本とし、概ね 1 年に 1 度、行政情報などをもとに情報を更新した事業所一覧を「母集団」として使用し、製造業と第三次産業を中心に、主に小規模事業場を対象として実施しております。

項目 4 の「調査の内容」にありますように、令和 6 年 6 月 1 日現在雇用している労働者について、当該労働者が 6 月の所定労働日をすべて勤務した場合に支払われる基本給と割増賃金を除く手当、労働日数、1 日の労働時間数のほか、労働者の属性について回答を求め、1 時間当たりの賃金額の分布を集計しております。

項目 5 の「調査の集計」にありますように、令和元年度から賃金改定状況調査で得られたデータを集計に含めないこととしております。

本年は 1,978 事業所に対し調査を行い、特定最低賃金が適用される事業場を除き 1,418 事業所を地域別最低賃金対象としております。

地域別最低賃金対象の集計事業所数は、635 事業場数、集計労働者数は 5,257 名となっております。

3 ページ以降に調査結果を添付しておりますが、3 ページ目は「特性値の推移」、「第

1・20分位数と最低賃金額との差、「未満率と影響率の推移」をお示ししております。

特性値の説明をさせていただきますと、中位数、第1・4分位数、第1・10分位数、第1・20分位数の項目がこの表にありますとおり、中位数というものは各労働者を賃金の順に並べた時に、低い方から数えてちょうど真ん中にあたる労働者の賃金を表しております。

第1・4分位数は、全体を4等分した際の賃金が一番低い集団と二番目に低い集団の境界の労働者の額を示しており、25%値とも言われております。

同様に第1・10分位数は10%値、第1・20分位数は5%値ということになっております。

それではグラフを御覧ください。過去5年間の特性値の推移を「折れ線グラフ」で示しております。

中位数は、昨年から上昇し、令和6年は1,168円となっております。

第1・4分位数は令和2年から上昇しており、令和6年は960円となっております。

第1・10分位数と第1・20分位数も令和2年から上昇を続けており、令和6年は900円、897円と過去5年間で最高の特性値となります。

第1・20分位数は、最低賃金改正にあたって重視される数値ですが、近年は、改正後に最低賃金を下回る状況が続いております。

また、中位数と第1・20分位数の差が令和3年は279円でしたけれども、令和4年は285円と開きました。しかし、令和5年は、243円の差に縮まった状況で、令和6年は271円とまた少し開いた状況になっております。

次に(3)未満率と影響率の推移を御覧ください。

影響率は、令和2年は前年より3円の引上げだったため、6.5%という状況でしたけれども、令和3年から大幅な引き上げが行われたことが影響し、毎年大幅な上昇となっております。令和5年も過去最大の44円引き上げとなったことから、影響率は17.3%となり前年に引き続き高い影響率となっております。

未満率も令和2年は1.7%でしたが、令和3年と4年は1.3%に下がり、過去5年間では低い状況でしたが、令和5年は1.5%、令和6年は1.8%と上昇している状況であります。

資料5ページ以降に総括表をつけてあります。

総括表は「規模別」と「男女別」をまとめたものと「年齢別」にまとめたものが2種類、それぞれ両面5ページで3枚ございます。現行最低賃金額の897円から997円までは1円刻みで労働者の分布を示しております。

総括表は、金額欄の上段に、復元された193,031人に対して、金額の低い階層から母集団当たりの累積労働者数が表示されております。下段は、同様に累積割合が%で示されております。

資料の9ページと15ページを御覧いただくと、表の最下欄に、月平均賃金額や時間当

たり平均賃金額とともに特性値の金額が表示され、それぞれ色付けをしています。

各列の該当する位置に同じ色付けをしております。5 ページ表の下から 18 番目の愛媛県最低賃金のところを参考としていただくと、897 円の一つ上の段 896 円の欄までが最低賃金「未満労働者数」と「割合」となっており、先ほども説明しましたとおり、全体で 1.8%ということになっております。

これも例年説明していますが、この基礎調査は、祝祭日がない 6 月分だけの単月の労働日数で計算した金額での結果となっておりますので、本来、1 年の所定労働時間数を 12 か月で割り「1 か月の平均所定労働時間」で計算した、897 円の最低賃金を上回っている月額労働者も、単月の基礎調査結果では未満となる方に含まれてしまうことがあります。

また、愛媛労働局長から「最低賃金減額特例許可」を受けて、最低賃金未満で支払われている労働者も含まれております。

最低賃金未満で支払っている理由としては、「最低賃金額を間違えていた」、「月額者で最低賃金額との比較の際に除外すべき賃金を除外していなかった」、「予算の関係」、「会社の売上の関係」、「労働者の能力に応じた賃金とした」などがあります。

第 1・20 分位数（水色）に注目してみますと、5 ページの性別では女性が最低賃金に位置付いております。

ここから 3 枚めくって 11 ページには年齢別総括表の第 1・20 分位数が確認できますが、20 歳～54 歳以外の年齢層で最低賃金に位置付いているのが分かります。

最後に 17 ページに最低賃金基礎調査の結果をもとに作成した「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」を添付しております。

この表では、総括表と異なり影響率が小数点以下 2 桁で表示されております。

ここでは「未満労働者数」と表現しておりますが、引上げ額によって影響を受ける労働者数を「引上げ後時間額」に対応して表示させております。

今回、令和 6 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安では、A、B、C ランク全てで 50 円となっております。18 ページを見ていただくと、引上げ額が仮に 50 円となった場合に、時間額 947 円、5.57%の引上げ率となり、影響率は 20.88%となっております。

以上が、本年の最低賃金基礎調査結果の概要となります。

残りの机置き資料を説明します。最新の令和 6 年 7 月 30 日に愛媛労働局が発表した「管内雇用情勢令和 6 年 6 月分」があります。

これはハローワークの求人倍率の指標となっておりますが、最新の数値である令和 6 年 6 月の求人倍率は、1.33 倍と前月と同水準であり、全国の 1.23 倍を上回っている状況であります。3 ページの雇用失業情勢判断を見ていただきますと、前回と同じ説明になりますが、求人が求職を上回って推移しているものの、持ち直しの動きに、やや弱さが見られ、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるとされています。

また、1枚もので、表題が「求人募集賃金・求職者希望賃金情報」となった、愛媛労働局が作成したものがああります。

6月の求人における常用フルタイム（月額）と常用的パート（時間額）の上限平均と下限平均の過去5年間分をそれぞれ纏めております。これも参考にさせていただけたらと思います。

資料の説明は以上となります。

森本部長

事務局の説明について、何か御質問等はありませんか。

（質問等なし）

森本部長

それでは先に進めます。

事務局からの説明の内、愛媛県最低賃金と生活保護水準との関係についてですが、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)で示された考え方に基づき、最新の令和4年度のデータに基づいて比較したところ、令和4年10月5日発効の愛媛県最低賃金時間額853円は、愛媛県の生活保護水準を下回っていないということについて、例年どおり、専門部会の報告書に盛り込むこととしたいのですが、それによろしいでしょうか。

（一同同意）

森本部長

ありがとうございます。それでは、専門部会の報告書に盛り込むこととさせていただきます。

それでは次に議事項番5「金額審議」に入ります。

本日は第1回目の金額審議でありますので、初めに労側、使側の順に基本的な考え方を示していただいた後、具体的な金額審議に入っていきたいと思いますが、よろしいですか。

（一同同意）

森本部長

それでは労働者側から、本年度の審議にあたっての基本的な考え方の説明をお願いいたします。

白石委員

それでは、私、白石の方から労側の全体的な認識を述べさせていただきます。

今年の春季生活闘争は、経済成長や企業業績の後追いではなく、産業・企業・経済・社会の活力となる「人への投資」を起点とし、ステージ転換をはかり、経済の好循環につながる正念場であるとの認識をもって取り組んでまいりました。多くの労使で問題意識を共有できたことが、5%台の賃上げという結果に結びついたと考えています。しかし、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引き上げを通じ、今年の賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要だと考えております。

また、物価高が続くなかで、労働者の生活は厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは極めて苦しくなっています。今年の最低賃金引上げへの期待感はかつてなく高いと感じておりますし、こうした状況だからこそ、社会に向けて「私の賃金も上がるんだ」という明確なメッセージを発信するべきではないかと思っております。

最低賃金の意義について改めて、最低賃金法第1条において「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」と謳われております。労側は本年度も、公益の先生方の御知見を伺いながら、労使で議論を尽くして結論を得るよう努力したいと思っております。

少し補足的意見を述べさせていただきます。

本年度の春季生活闘争では近年にない水準での賃上げが報告されています。人材不足が深刻化している背景なども踏まえ、各企業労使が賃金について真摯に交渉し向き合った結果の積み重ねと受け止めています。連合愛媛の集約では、全体で16,413円となっており、月労働時間165時間としての時間換算にすれば、約100円と、これまでにない賃上げとなっています。また、初任給を大きく引き上げる企業も多くあり、人材確保に向けた「人への投資」を決断している証であろうかと思えます。連合の示す春闘結果はあくまで組織労働者の結果であり、経済を活性化していくためにはこれを未組織労働者へと波及させることが重要であり、そのためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠だと思っております。

地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならないと思っております。現在の最低賃金は、全国加重平均で1,004円となっていますが、愛媛においては897円と1,000円には程遠い状況です。政府方針においても、「2035年までに全国加重平均1,500円」と明言されており、「新しい資本主義のグランドデザイン」及び「実行計画2024改訂版」の中でも、「より早く達成ができるよう」ということが補強されています。

本年の審議は、その通過点の「誰でも自給1,000円」を早期にクリアすることを念頭

に置いた審議に臨ませていただけたらと思っております。

愛媛県の最低賃金は、連合が独自に算出している連合リビングウェイジ 1,050 円を大きく下回っており、そもそも絶対額として最低生計費を賄っていないと認識しています。その上で、昨年改定以降の消費者物価指数を見ていくと平均で 3.2% と高い水準であり、とりわけ、生活をする上での頻繁に購入する品目については、5% を超える高い水準となっています。

足元の最低賃金近傍で働く労働者の生活をみても、昨年以上に苦しくなっています。世帯年収の低い層ほど 1 年前と比較した現在の暮らし向きが悪化していると評価しており、いずれの年収階層でも半数以上の世帯が何らかの支出を切り詰めないと生活ができないということになっていますし、世帯年収の低い層ほどその傾向が顕著となっています。最低賃金近傍で働く者の暮らしがいつそう厳しくなっていることは、先般提出されました意見書の中でも多くの声が上がっているとおりです。したがって本年の改定では、生計費を重視すべきと考えていますし、重なる意見となりますが、物価高の影響というのは最低賃金近傍で働く者にとっては依然として高い問題であり、ここ 2 年連続で高水準だということも考えていく必要があると思っております。

また、働く者の目線からは、地域間の大きな額の差の問題がございます。2002 年度の時間額統一時に 104 円だった額差は、2018 年に 224 円まで拡大し、昨年改定後は 220 円となっています。東京と愛媛の差は 216 円と大変大きな差だと思っております。地域間格差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地場の中小・零細企業の事業継続・発展の難しさに拍車をかける一因となると考えられます。政府は 6 月 7 日に開催された「新しい資本主義実現会議」で、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るべき」としています。本年の目安が全ランク同額となったことは、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であるとの格差是正への配慮の観点からだと考えますが、労側としては率ではなく絶対額として格差を是正していくことが重要だと思っております。

昨年はランク制度が見直された中で、愛媛県は B ランクとなった初めての審議でありました。目安プラス 4 円の 44 円引き上げとなったわけですが、結果としては、全国で下から 3 番目となっている事実も受け止める必要があると思っております。諸指数による愛媛県の総合指数からみると、他県と比較した現状の最低賃金は愛媛県で働く労働者の実態にに応じている金額とは言えません。愛媛県の労働の場としての魅力を向上させ、より良い人材を引き寄せせることも重要な役割だと考えていますし、B ランクに相応しい金額、即ち、総合指数で下回る C ランク地域以上の最低賃金の必要性であるものと思っております。

雇用情勢も、持ち直しのテンポが緩やかになっているというものの、有効求人倍率は依然として堅調に推移しています。全ての業種において人材不足は大きな課題となっていますし、特に、地方の中小企業が最もその影響を受けていると思っております。ナウキ

キャストのデータと厚労省の毎月勤労統計のデータをもとに連合独自で時間当たりの賃金と求人募集賃金を算出していますが、愛媛においても1,000円を超えているという結果も出ていますし、パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額は、1,085円と愛媛の最低賃金を大きく上回っている状況です。こうした現状に鑑みれば、労働需給がひっ迫している状況や、現行の最低賃金897円で採用するのは既に困難であることは明白です。こういったことから最低賃金の大幅な引き上げは妥当だと考えていますし、直近の情勢を見ると、多くの企業が初任給の引き上げを行っており、現場の人材確保競争が一層加熱していると推察する一つの要素であります。

法人企業統計を見ても、企業の経常利益も堅調に推移しており、最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払い能力」についても、総じて問題ないと労側は思っています。他方、中小・零細事業所へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払い能力の改善・底上げが重要です。その観点から、昨年11月には「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」など適正な価格転嫁を促す施策が打ち出されておりますし、ここ愛媛県においても本年1月19日に「円滑な価格適正化の実現に共同宣言式」が開催されたところですが、現状、各企業の価格転嫁は未だに道半ばと言わざるを得ません。本年の最低賃金改定後の最低賃金の引上げ分を確実に価格転嫁できる環境整備を行うなど、最低賃金の改定後は、一層の価格転嫁が実施されるよう、指針の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めるべきだと思っておりますし、これについては労使においてももしっかり取り組んでいかなければならないと考えています。

以上、労側の主張でございますが、補足しますとナウキャストと毎月勤労統計調査のデータで、折れ線グラフのうち一番下が愛媛の最低賃金で897円です。その上の1,008円というのが、ハローワークと民間のデータから推測したもの、1,014円が民間だけ、1,143円が毎月勤労統計調査のデータとなります。連合全体独自でこういったデータを集約して、金額の幅がある平均値ということになりますが、集約をして平均値を出したものが日本全体になり、350万件ということで、ハローワークの調査や、日額提示の募集も集めたデータを集約していますので、単純に比較できるものではありませんが、愛媛の部分だけ抽出した結果ということで、1,000円を超えているということを申し述べておきます。また、生計費を重視するための労働者の持っている一つの指針としては、連合のリビングウェッジの愛媛の欄で1,050円になっていますが、これは自動車がない1人の時給で、現実的に愛媛で生活していく上で、自動車がないというのは現実的ではなく、自動車があって初めて生活が成り立つだろうと考えており、自動車がある場合は1,352円必要であると算出しております。この算出根拠が連合リビングウェッジの報告書ということで、参考につけています。

決して、裕福な文化的生活をおくるための金額でなくて、本当にミニマムの出した金額ということで、連合のリビングウェッジはこういった考えのもとに金額を出していま

す。

労側の主張は以上です。

森本部長

ありがとうございました。使用者委員から御質問等はございませんか。

(質問等なし)

森本部長

それでは使用者委員の基本的な考え方の説明をお願いいたします。

八塚委員

私の方から説明します。

物価上昇により実質賃金が減少している状況がありますことから、やはり今年度も引き上げは総論として必要であるという認識はございます。しかしながら、中央最低賃金審議会が答申した目安金額、Bランクの愛媛の場合、それが本件の地域別最低賃金額が897円から伸び率で言えば5.57%と大きな数字となっております。

従来から申し上げているところなのですが、最低賃金の引上げ率、これは基本的には現実の賃金の伸び率とパラレルの数値でないと、今の給与体系のバランスにも影響してくるということで、やはり賃金改定状況調査結果の第4表のデータを主体に考えるべきであり、合わせて経団連などが集計しております中小企業の賃金改定集計結果などについても参考にしたいと考えております。

物価上昇に伴う生計費の上昇は当然考慮すべき重要なポイントでございますが、通常、賃金支払い能力を超えた過度の引上げ負担が使用者が負わないようにすることも併せて考慮すべき重要なポイントと考えております。

特に近年は他県とのバランス論に流されがちですけれども、本来的には統計データ等の客観的な資料が必要であろうと思います。

そして、第4表などデータで示されております給与の伸び率、これは労働者の生活や企業の経営の実態を勘案しながら労使の協議を経て合意をされた結果でありますから、労使の都合を踏まえた一定のバランスが取れた数字ではないかと思っております。

目安金額50円を採用すると引上げ率5.57%でございますから、消費者物価指数の上昇率よりもはるかに大きい、大手企業の賃上げレベルの引上げ率を要求されます。このレベルの賃上げ率に届くことができていない中小企業も含めた全ての企業に罰則付きで強制されるのが最低賃金です。経営戦略としていくら引き上げますというのでなく、強制されるのが最低賃金ですから、そういったものとして引き上げ率が本当に適切なものかという疑問は持っています。

事務局から全国や四国の中小企業の賃上げの実態について資料をいただきましたので、それらを踏まえて、使用者側の説明をさせていただきます。

まず、使用者代表委員説明資料1の「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果ですが、これは日本商工会議所と東京商工会議所が行ったものの抜粋でございます。2ページの上半分を見ていただきますと、賃上げ実施予定を含む企業は74.3%で、1月調査より増加して7割を超えているところですが、その下の帯グラフにあるように、防衛的な賃上げの割合が59.1%と6割を占めております。2ページの下半分を見ていただくと、従業員20人以下に限定すると、賃上げ実施予定の企業は63.3%で全体より1割程度低い一方で、防衛的な賃上げの割合は64.1%で5%ほど高いということで、地方の小さな事業所では、賃上げの動きはにぶいけれども、賃上げする場合でも無理して上げている状況が見られる訳です。

3ページの上半分を見ていただきますと、正社員の賃上げ率は全体で3.62%、20人以下の企業に限定すると3.34%、いずれも3%台の賃上げ率です。その下の帯グラフを見ると、赤枠で囲んでいるところが4%以上の賃上げをした企業の割合ですけれど、それが20人以下の企業は3割強の少数派ということになっています。

3ページの下半分ですが、パート・アルバイトの賃上げの加重平均は全体で時給37.6円、賃上げ率で3.43%です。20人以下の企業に限定すると、時給で43.3円、3.88%と小規模企業の方が賃上げ率は高いですけれど、いずれも3%台の伸び率です。その下の帯グラフを見ると赤で囲んでいるところが4%以上の賃上げをした企業の割合ですけれども、20人以下の企業は46.4%で、小規模事業所ほど賃上げ率が高いという状況はあります。近年の急激な最低賃金の引き上げも影響しているのではないかと思います。どうしても上げなくてはならない状況があったと思います。

4ページを見ていただきますと、賃上げに関する中小企業の声として、「利益を削っているのが現状である」とか、「製品単価にコストアップ分が反映できない」といった賃上げ原資の確保や、価格転嫁がうまくいっていないことが挙がっております。また、人手不足なのに労働時間の縮減が求められる上に、130万円の壁などの就業調整にも直面して、賃上げ原資を確保することと逆行するような情勢の中で、苦慮している情勢があります。

また、使用者代表委員説明資料2には、四国財務局の特別調査結果の抜粋をしておりますけれども、1ページ目の下半分を見ていただくと、賃上げの動向として全体で5%以上と回答した企業と3%以上4%未満と回答した企業がそれぞれ27.3%で、最も多いことになっておりますが、右下の中小企業のグラフを見ていただくと、3%以上4%未満と回答した企業が28.6%で最も多いです。

2ページの上半分を見ていただきますと、左側(3)のグラフには正規の従業員の賃上げをする理由というのは、「社員のモチベーションの向上、待遇改善、離職防止」で、そういったものが企業の規模に関わらず最多という状況です。だからと言って人材確保

ができたのかというのが、右側の(4)のグラフでは特に中小企業を見てみますと、「十分には確保できていない」が半数を超えています。

2ページの下半分を見ていただくと、非正規の従業員については、賃上げで従業員が確保できたのかということについて、右側の(6)のグラフでは、特に中小企業では「十分に確保できていない」ことが分かります。

3ページを見ていただくと、人件費の価格転嫁のグラフですが、人件費のアップ分について十分価格転嫁ができたのかについては、「全体では十分に価格転嫁ができていない」と「全く転嫁できていない」企業が過半数を占めています。これを中小企業について見ると、「十分に転嫁できていない」と「全く転嫁できていない」と回答した企業が67.7%ということで、「全く転嫁できていない」と回答した企業だけでも4割あります。そういった状況が中小企業にはあります。とりわけ最低賃金の引き上げに影響を受ける中小企業においては、原材料価格とエネルギーコストが上昇している中で、人材確保のため利益を削って賃上げに取り組んでいる訳なのです。十分な人材の確保に至らず、労働時間の上限規制とか就業調整などの制約を受けながら、事業を実施している現況があるのです。

人材を確保したい訳ですから、精一杯の賃上げの努力をしているはずなのですが、その結果は賃上げ率3%が多数であるということです。

賃上げの原資を確保するための価格転嫁も進んでいないことが、このデータから読み取れるかと思えます。

そういうことで、基本的なスタンスの話になりますが、以上のような中小企業の賃上げの状況を踏まえますと、まずは物価上昇に伴う生計費の上昇などで最低賃金を引き上げる必要性は理解しております。しかしながら、通常の賃金支払い能力を超えた過度の引き上げ負担を使用者が負わないことも必要でないかということです。それで過度の負担とはどういうものなのかというものを見るのに指標としては、やはり令和6年賃金改定状況調査結果第4表の賃金引上げ率でありますとか、中小企業の賃金の状況を対象とした調査、特に最低賃金引上げの影響が見込まれる中小企業の実績に基づいた賃金の引き上げの数値、こういったものが指標として考えるべきものだと思います。この場合、賃金の引き上げは防衛的にも行っている、つまり企業実績に伴わない引き上げを行っている企業も多いことを念頭に置く必要があると思えます。

また、中賃の方で昨年以上の目安金額の引き上げとなった理由として、物価上昇への対応についても挙げられておりますが、昨年と比較して本年の上昇率はどうかということを見ていかななくてはいけないのではないかと思います。ちなみに、使用者代表委員説明資料3を見ていただきますと、消費者物価指数の対前年上昇率の推移を見ますと、昨年の方が大きくて、昨年との比較で言うと物価上昇は今年の方が落ち着いてきています。そうした中で、昨年より高い率で最低賃金の引き上げを行うことは理に適うことなのか、データからして理屈に合うのか、そういった消費者物価指数の対前年比の伸び率よりも、

最低賃金の伸び率が非常に大きくなることになるということは、理屈に合うのかということをおさえていかなければならないと思います。

また、多大な影響が発生しないように、影響率にも注目する必要があるかと思えます。報道等では昨年度の影響率でも、廃業した企業が少なからず存在したことが伝えられております。目安どおりであれば、それ以上の影響が出ます。

以上述べたように、中央最低賃金審議会が答申した目安金額からすれば、今回もかなりの引き上げ金額が議論になるかと思えますけれど、中小企業における賃金の伸び率からは乖離する伸び率になるのではないかとの疑問を持っております。また、物価上昇への対応が話題になっておりますけれども、物価の伸び率よりも大きな引き上げ率になるのではないかと、納得感が得られる、理に合うものが必要ではないかと考えております。私からは以上です。

森本部長

ありがとうございました。労側委員から御質問等はございませんか。

(質問等なし)

森本部長

労使それぞれから金額審議に当たって、基本的な考え方をお聞きしました。

ここからは、基本的な考え方を踏まえて、公労、公使に分かれて具体的な金額提示をいただきながら審議を進めてまいります。

労使各側に分かれて検討いただいた結果を公益とのやり取りをするという形で進めさせていただいていますが、それでよろしいでしょうか。

(一同同意)

森本部長

それでは、ここからは具体的な金額審議に入りますので、傍聴人の皆様には、ここで御退席いただきますようお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以降具体的な金額審議)

労働者側(1回目)

労働者側委員からは、基本的な考え方を踏まえ、連合リビングウェッジ1,050円が最

低限度必要として、現行の愛媛県最低賃金から 153 円引き上げた 1,050 円（引上げ率 17.06%）の金額が提示された。

使用者側（1回目）

使用者側委員からは、基本的な考え方を踏まえ、令和6年度賃金改定状況調査結果の第4表の一般・パート計Bランクの率に基づき、現行の愛媛県最低賃金から 22 円引き上げた 919 円（引上げ率 2.45%）の金額が提示された。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体会議を再開することに一同同意）

（審議を公開）

森本部長

大変お待たせいたしました。傍聴者は帰られましたが、審議を再開いたします。

本日は、具体的な金額提示をいただきながら審議を行いましたが、労使の意見の一致に至りませんでした。

各側委員におかれましては、引き続き歩み寄りに向けて検討いただき、次回の専門部会に臨んでいただきたいと思います。金額審議について何か御発言はございますか。

（発言なし）

森本部長

それでは議事を進めます。議事項番6「その他」に入ります。

委員の皆様から御意見、御質問がありましたらよろしく願いいたします。

（意見等なし）

森本部長

それでは、事務局から今後の予定の説明をお願いします。

賃金室長

次回、第2回専門部会は、8月9日（金）10時00分からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

また、第3回専門部会は、8月19日（月）10時00分からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

森本部会長

それでは以上で、第1回専門部会を終了いたします。次回もよろしく申し上げます。
委員の皆様、長時間ありがとうございました。